

山形県みんなにやさしいまちづくり条例施行規則

平成12年 1月28日山形県規則第 1 号

改正

平成19年 3月16日規則第16号

平成20年 3月21日規則第35号

山形県福祉のまちづくり条例施行規則をここに公布する。

山形県みんなにやさしいまちづくり条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、山形県みんなにやさしいまちづくり条例(平成11年10月県条例第32号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(生活関連施設)

第 2 条 条例第 2 条第 4 号の規則で定める施設は、別表第 1 の生活関連施設の欄に掲げる施設とする。

(特定生活関連施設)

第 3 条 条例第 2 条第 5 号の規則で定める施設は、別表第 1 の生活関連施設の欄に掲げる施設のうち、それぞれ同表の特定生活関連施設の欄に掲げる要件に該当するものとする。

(整備基準)

第 4 条 条例第13条に規定する整備基準(以下「整備基準」という。)は、別表第 2 のとおりとする。

(適合証の交付の請求等)

第 5 条 条例第17条第 1 項の規定による適合証の交付の請求は、適合証交付請求書(別記様式第 1 号)に別表第 1 の生活関連施設の区分に応じて整備基準の事項ごとの適合状況について記載した書面及び別表第 3 に掲げる図書を添えて行うものとする。

2 条例第17条第 2 項の規定により交付する適合証は、別記様式第 2 号による。

(新築等の届出)

第 6 条 条例第18条第 1 項の規定による新築等(条例第14条に規定する新築等をいう。以下同じ。)の届出は、特定生活関連施設の新築等の工事に着手する日の30日前までに、特定生活関連施設新築等届出書(別記様式第 3 号)に別表第 1 の生活関連施設の区分に応じて整備基準の事項ごとの適合状況について記載した書面及び別表第 3 に掲げる図書を添えて行うものとする。

(新築等の変更の届出)

第 7 条 条例第18条第 2 項の規定による新築等の変更の届出は、特定生活関連施設変更届出書(別記様式第 3 号)に別表第 1 の生活関連施設の区分に応じて当該変更に係る部分の整備基準の事項ごとの適合状況について記載した書面及び当該変更に係る部分に関する別表第 3 に掲げる図書を添えて行うものとする。

(軽微な変更)

第 8 条 条例第18条第 2 項ただし書の規則で定める軽微な変更は、整備基準の事項ごとの適合状況に変更をきたさない変更とする。

(公表)

第9条 条例第20条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 勧告を受けた者の住所(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
- (2) 勧告の対象となった特定生活関連施設の名称、所在地その他知事が必要と認める事項

2 条例第20条第1項の規定による公表は、山形県公報への登載その他知事が適当と認める方法により行うものとする。

(身分証明書)

第10条 条例第21条第2項の証明書は、別記様式第4号による。

(公共工作物)

第10条の2 条例第22条の2の規則で定める工作物は、次に掲げる工作物とする。

- (1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第14号に規定する信号機
- (2) 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年総理府、建設省令第3号)第4条第1項第1号に規定する案内標識

(条例第24条第1項の規則で定める者)

第11条 条例第24条第1項の規則で定める者は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第18条の規定の適用について法令の規定により国又は地方公共団体とみなされる法人とする。

(書類の経由等)

第12条 条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、当該書類に係る生活関連施設が所在する市町村の長を経由するものとする。

2 前項の書類の部数は、正副2部とする。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月16日規則第16号抄)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月21日規則第35号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(様式に関する経過措置)

2 改正前の別記様式第2号の規定による適合証でこの規則の施行の際現に効力を有するものは、改正後の同様式の規定による適合証とみなす。

3 改正前の別記様式第1号及び別記様式第3号(その1)から別記様式第4号までの規定による用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。